

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第十二回特別弔慰金

が支給されます



請求
期間

令和7年

4月1日から

令和10年

3月31日まで

支給対象者

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、**次の順番による先順位のご遺族お一人に支給**します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求窓口

住民福祉課 福祉係

留意事項

- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った人が責任を持って行うことになります。
- ・請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

詳しくは、**住民福祉課 福祉係**にお問い合わせください。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 TEL0967 (67) 2702

後期高齢者医療加入者の皆さんへ 「窓口負担割合が2割となる人の負担を抑える 配慮措置」の期間終了のお知らせ



令和4年10月1日から後期高齢者医療保険の病院などでの窓口負担割合が見直されたことにより2割負担となった人について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を1カ月3千円までに抑える(入院の医療費は対象外)配慮措置の期間(制度改正施行後3年間)が**9月30日(火)**で終了となります。

ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

※本件に関するご質問などは、**県後期高齢者医療広域連合給付課**にお問い合わせください。

〈問い合わせ〉県後期高齢者医療広域連合給付課 TEL096 (288) 6050